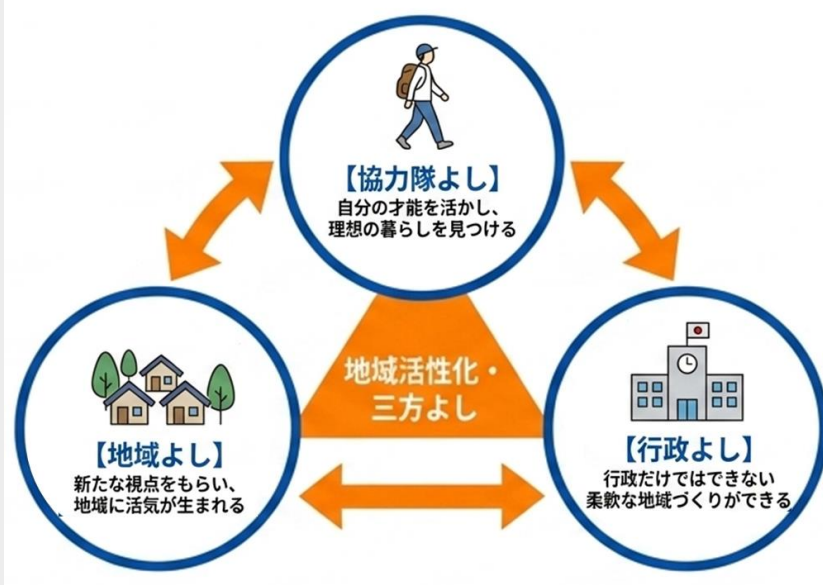


孺恋村地域おこし協力隊募集指針



協力隊・地域・行政の三者が持続可能な関係を築く
「三方よし」の取組みを目指して

令和8年 9月
孺恋村役場 未来創造課

地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域資源や特産品の発掘・活用を通じて、地域産業の振興や新たな事業の創出につなげる地域おこし活動や、農林水産業への従事、住民支援などといった、地域力の維持・強化に直接貢献して公益性のある「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

隊員となる都市地域の外部人材は、孺恋村に住民票を移し、孺恋村からの委嘱を受けることで地域おこし協力隊として活動することができます。

制度の要点	
○事業実施主体	地方自治体
○隊員の活動期間	概ね1年以上3年以下 ※特例措置により最長 5 年まで延長可能 ※産前産後または育児等のための活動中断期間を除く。
○隊員の活動内容	地域協力活動 ※地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するもの ※具体的な内容は自治体の判断に委ねられている
○総務省の支援	特別交付税措置(隊員一人あたり 550 万円上限 等)
○募集・受入に あたり地方自治体 が行うこと	(1)設置要綱等の策定 (2)対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表する (3)決定した者を地域おこし協力隊員として委嘱する

地域おこし協力隊制度では、隊員の受け入れの対象となる事業(地域協力活動)の具体例、隊員の募集方法、受入後の伴走方法など、制度運用の大分部分は「自治体の自主的な判断」に委ねられています。

そのため、孺恋村における地域おこし協力隊の募集にあたっての方針や手法をまとめ、ここに募集指針として策定します。隊員の募集を検討されている方については、総務省「地域おこし協力隊推進要綱」、孺恋村地域おこし協力隊設置要綱、その他の関係法令等、総務省作成の「地域おこし協力隊取組ハンドブック(令和8年3月)」「地域おこし協力隊に関するよくある質問(FAQ)」を活用することで、よりよい協力隊募集の足がかりにいただければ幸いです。

I. 全体方針

孺恋村における地域おこし協力隊の募集については、下記の方針のとおり実施します。

- 基幹産業である「農業」と「観光」を、重点的に隊員を投入する活動分野に位置づけ、協力隊の募集を行う。
- 協力隊の受入先は、推薦制または公募制により、地域課題に即した受入先を適正に選定する。
- 年間の募集人数は、全体で最大 9 名(農業3名・観光3名・その他3名)とする。
- 丁寧な準備企画・募集前準備を経て、質と定住率を重視した募集を行う。
- 採用時のミスマッチ防止のために、可能な限り「おためし協力隊」又は「協力隊インターン」を実施する。
- 重点的に隊員を投入する活動分野であっても、必ず前提となる地域課題を明確化し、その課題に対するアプローチの手法として「なぜ、地域おこし協力隊でなければならないか？」を説明できる案件のみ募集を行う。※1
- 地域おこし協力隊に従事させる業務においては、地域力の維持・強化に直接資する活動であり公益性を有する業務以外の対象としない。※2、※3
- 応募内容との適合性に応じ、十分に留意して雇用形態を選択する。
- ミッションと応募者の資質の適合性を第一に考え、採用しない選択もとる。

【留意事項】

※1 受入先が民間であること、行政であることに関わらず、地域おこし協力隊の受入にあたっては、当該法人等の利益ではなく、公益のために地域おこし協力隊制度が用いられていること、制度趣旨に合致していることなどを対外的に説明できる活動、運用であることが重要となります。

(参考:総務省 R8版 FAQ 問 5、問6、問11)

※2 総務省に準拠し、地域おこし協力隊に従事させることができない業務を下記のとおり整理します。

- ① 秘書、人事・給与、会計、庶務等の自治体・法人等の内部管理業務が主たる活動となるもの
- ② 研修機関における研修の受講等が主たる活動となるもの
- ③ 法令上定数が定まっている事業(保育所、介護施設、学校等)において定数の範囲内で人員を配置するもの
- ④ 株式会社等の収益を伴う事業に従事する活動

※地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地域の理解を得た上で、地方自治体が認めた事業に従事する場合を除く。

(参考:総務省 R8版 FAQ 問9、問 10)

※3 通常、法人等の業務に伴う報償費等は、原則として、当該法人が負担すべきものであるため、隊員が株式会社、一般財団法人等に雇用され、当該法人の業務に従事する場合には、企業間の公平性に十分配慮し、地域おこし協力隊の業務の範囲・経理、地域おこし協力隊以外の業務の範囲・経理を明確に区別し、区分毎の活動実績を適正に把握・管理する必要があります。

(参考:総務省 R8版 FAQ 問11)

II 地域おこし協力隊の受入の対象となる業務

地方自治体は、地域おこし協力隊員との間で地域協力活動の範囲を定めるにあたっては、総合計画等における地域づくりの方針に沿った活動となるよう留意することが総務省より定められているため、第6次孺恋村総合計画(後期基本計画 2025-2029)において掲げられる下記のような基本施策と総務省地域おこし協力隊推進要綱(令和8年3月5日(総行応第40号)一部改正)に例示される地域協力活動を対応させ、下記のとおり整理します。

なお、地域協力活動に例示されている活動に隊員を着任させるであっても、協力隊の活動の前提となる地域課題が明瞭になっている必要があります。

総合計画における基本施策	対応する地域協力活動の例
・観光の振興 ・商工業の振興 ・新たな産業創出と人材確保の推進	・地域行事やイベントの応援 ・伝統芸能や祭の復活 ・地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション ・空き店舗活用など商店街活性化 ・都市との交流事業・教育交流事業の応援 ・移住者受け入れ促進 ・地域メディアなどを使った情報発信
・農林業の振興	・農作業支援 ・耕作放棄地再生 ・畜産業支援 ・野生鳥獣の保護管理
・健康づくりの推進 ・生涯スポーツの推進	・スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化 ・健康づくり支援 ・スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導
・交流活動の推進	・都市との交流事業・教育交流事業の応援 ・婚活イベント開催
・高齢者支援の充実 ・地域福祉の推進 ・医療・介護体制と社会保障等の充実	・住民の生活支援(見守りサービス、通院・買物のサポート、デジタルデバイド対策等)
・文化・芸術活動の推進	・伝統芸能や祭の復活 ・文化財の保存・活用 ・有形民俗資料保存 ・部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導
・自然環境の保全	環境保全活動(不法投棄パトロール、道路の清掃 等)
・廃棄物処理とリサイクルの推進 ・脱炭素・再生可能エネルギーの推進	脱炭素地域づくりの推進(地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等)

Ⅲ. 地域おこし協力隊の雇用形態

地域おこし協力隊の活動形態は大きく分けて3つに分かれ、それぞれには以下のような特徴があります。活動内容に応じて、適切な雇用形態を選択する必要があります。

区分	会計年度任用職員	個人事業主への委託	他団体での雇用
雇用関係	地方自治体	なし	受入先となる団体
立場	行政の臨時職員的な立場	一事業者として業務を請け負う	受入団体の社員であるが、活動には公益性を要する
給与の支払い	役場から支払(人事担当課)	役場から支払(未来創造課)	受入先となる団体
指揮命令系統	自治体職員と同様	なし ※自治体から指揮命令できない。	受入団体での指揮命令系統に準ずる
業務場所	受入担当課の定める場所	個人事業主が活動のために必要と判断した場所	受入団体の定める場所
勤務時間	8時30分～ 17時15分 等	規定なし	受入団体の勤務時間による
社会保険	自治体と隊員で折半	個人負担	受入団体との折半
隊員側のリスク	業務内の事故やトラブルはサポート対象	全責任を負う。業務不履行による返還リスクあり	業務内の事故やトラブルのサポートは受入団体次第。
その他	年末調整あり	確定申告は自分で行う必要あり	受入団体の運用に準ずる
行政側のメリット	勤怠管理が容易。活動内容の把握、管理がしやすい。	給与管理の事務負担が少ない。	給与管理・勤怠管理が不要。
行政側のリスク	隊員が起こす事故・トラブル処理の負担。隊員の活動が市町村の評判に直接的に影響する。	隊員の活動を把握しにくい。運用の善し悪しが隊員の人格やモチベーションに左右される。	実態としては、隊員活動が内部業務に終始する懸念がある。 運営の公平性・透明性の確保が難しい。

IV. 孺恋村地域おこし協力隊員の募集・選考・受入手順

1. 募集・受入にかかる経費

地域おこし協力隊の募集、受入にはかかる経費には委託料、広告料、隊員の活動経費等が想定され、定額が特別交付税措置の対象となります。しかし、安易に募集せず、費用対効果や募集受入の意義を十分に検討し、募集・受入を行う必要があります。

経 費	特別交付税措置対象額
隊員の募集等に要する経費	350 万円/1団体上限
「おためし地域おこし協力隊」に要する経費	100 万円/1 団体上限
「地域おこし協力隊インターン」に要する経費	
・インターンのプログラム作成等に要する経費	100 万円/1 団体上限
・インターン参加者の活動に要する経費	1.2 万円/1 人・1 日を上限
隊員の日々のサポートに要する経費	200 万円/1 団体を上限
隊員の活動にかかる経費	
・報償費等	350 万円/1 人
・活動にかかる経費	200 万円/1 人・1 年

例) 1 か月間のインターン(プログラム作成委託、活動日 22 日)を実施し、隊員を募集後、受入れた場合

募集年度: 450 万円 + インターン参加者数 × 22 日 × 1.2 万円

着任後: 年間最大 550 万円 × 隊員数 + 200 万円/年 × 3 年間

2. スケジュール

協力隊の受入にあたっては、活動開始後のミスマッチを防ぐために、募集前の準備が重要です。募集前準備には、次の図のとおり、概ね半年～1 年程度の時間を要します。地域おこし協力隊の受入を検討する場合にあたっては、その点にご留意のうえ、事前にご相談ください。

(カ月)

通し 番号	実施内容	着任前年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	公募説明会	■											
2	公募受付期間		■	■									
3	公募審査				■								
4	受入先検討・選定				■								
5	ヒアリング					■	■						
6	募集要項の作成						■	■	■				
7	募集									■	■		
8	現地説明会									■	■		
9	地域おこし協力隊インターン									■	■		
10	おためし地域おこし協力隊									■	■		
11	選考											■	
12	内定・移住準備												■



※箇所は期間内に所定の日時で実施する

3. 受入体制づくり

協力隊の受入体制については、「担当課」「配属課」「受入先」の三者が連携することで、隊員の活動に対して多角的な支援を行うことが不可欠です。隊員の受入にあたっては、三者で十分に協議し、隊員の受入にかかる意義を共有し、受入体制を整えてから募集を行います。

	担当課	受入先	配属課
立場	協力隊制度の運用、取りまとめを担当する部署	隊員を直接受け入れている地区、団体、法人、部署等	活動の内容に応じ、隊員が任用時に配属される部署
役割	・ 隊員の活動経費の管理（各種補助金申請受付） ・ 研修の実施 ・ MTG、活動報告会の実施 ・ 隊員の募集 ・ 隊員受入の要望の取りまとめ	・ 隊員の日常的な・業務の直接的な監督・指導・支援 ・ 勤怠管理	・ ミッションの内容に応じた相談対応 ・ 各分野における支援措置や事例等の情報共有 ・ 地域との顔つなぎの支援 ・ その他伴走支援
具体例	未来創造課	村内株式会社、農業団体、個人の農家、〇〇課 等	農業関係の協力隊が農林振興課に配属される

※ 隊員の募集を庁内の部署が行った場合、受入先と配属課が同一になることがあります。

※ 隊員が個人事業主や他団体での雇用で役場と直接的な関係のない場合にも、配属課を設定します。

(1)過去の募集事例と配属課の対応表

地域課題	過去のミッション	配属課
	移住促進業務 ジオパーク推進業務	交流推進課
有害鳥獣被害による農業者の経済的な損失、営農意欲の減退 後継者不足、東部農業の衰退 後継者不足	就農(キャベツ、ブランド米、東部農業) 有害鳥獣対策 特産品販売・開発・プロモーション業務 6次産業の推進・農産物加工業務	農林振興課
組織の活性化	福祉事業	健康福祉課
村内のエリアごとの魅力を活か しきれず、通過型観光である 後継者問題	観光振興 SNS 発信業務 事業承継(Piggies) サテライト観光案内所運営業務(観光協会)	観光商工課
重機オペレーターの担い手減少	道路整備・機械維持管理	建設課
	スマート農業・スマート防災 DX	総務課
生活習慣改善、介護予防	健康増進事業 発掘調査・文化財保護	未来創造課 教育委員会

(2)役割分担

(◎:主として担当する ○:補佐として担当する)

時期	内容	担当課	受入先	配属課
募集前	地域及び団体等の課題・ニーズの把握			◎
	庁内での合意形成	◎		○
	受入先選定			
	受入先の推薦			◎
	受入先の公募	◎	◎	
	受入先の審査	◎		◎
	募集要項の作成			
	要項の作成	◎		
	情報提供・内容の確認		◎	○
	募集広報	◎		
募集中	現地説明会			
	協力隊制度/地域に関する説明	◎		
	業務に関する説明		◎	◎
	村長面談※	◎		
	おためし協力隊/協力隊インターン			
	プログラムの作成	◎	◎	○
	受入先との連絡・調整	◎		
	初日/最終日の立会	◎		◎
採用	プログラムの実施		◎	
	選考			
	一次選考(書類選考)	◎		◎
	二次選考(受入先選考)	◎	◎	
	三次選考(面接選考)	◎		
	契約事務	◎		
	委嘱及び発信	◎		
	隊員の日頃の勤怠管理		◎	○
	隊員の業務の指導		◎	○
	隊員からの相談支援	○	◎	○
着任後	受入先からの相談支援	◎		◎
	協力隊関係補助金事務	◎		
	月次 MTG への参加	◎		○
	全体調整	◎		

※ 村の考えや方針を応募者に伝え、志望理由等を確認するための面談です。採用にかかる選考ではありません。

4. 受入先の選定

(1) 受入先の選定手法

I. 推薦方式

地域おこし協力隊の導入にあたり、地域課題に取り組んでいる団体を円滑・迅速に選定するために、庁内からの推薦方式による受入先の選定を行うことができます。

- ① 日頃の業務において地域課題や協力隊募集のニーズを把握している部署においては、推薦書の提出によって担当課に受入先を推薦することができます。推薦を行う際には、事前に本人から了承を得ることが必要です。
- ② 担当課は、推薦された受入先候補者と面談を行い、制度理解や地域課題とマッチするか否かを確認し、受入先を決定します。

(推薦の対象となる者)

村内で農業、商工業、福祉事業等の事業を営んでいる個人または法人、団体等で、既に地域課題の解決に資する活動に取り組んでいるか、取り組むことが確実である者。

※ 個人においては、概ね 30 歳～70 歳までの年齢で、性別は問わない。

※ 団体等においては、代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた定款、規約又は会則等を備えており、予算及び決算を管理していること。

※ 個人、団体等に関わらず、隊員の受入を希望する事業に対し、隊員の指導が可能であると判断されること。当該事業に対し、概ね 10 年以上の活動実績があることが望ましい。

II. 公募方式

地域に根差したリアルな課題の掘り起こしと、意欲のある村民・事業者からの連携を目的とし、公募方式での受入先の選定を行うことができます。

- ① 事業者向けに公募説明会を実施し、事業者や村民に対して制度趣旨や受入にかかるスケジュール等を説明します。
- ② 協力隊の募集、受入を検討している事業者は、公募説明会に参加の上、協力隊の受入を行いたい事業の詳細をまとめた提案書を提出します。
- ③ 協力隊担当課は事業者から提案された提案書を審査し、協力隊の受入の可否を決定します。審査の際には、庁内の他課や協力隊経験者、外部有識者など様々な立場の方に審査を依頼することで、多角的な視点による審査を行います。
※提案書の内容によっては、採択される受入先がない可能性もあります。

(公募方式の採択基準)

- ・ 推薦方式の(対象となる者)の要件を満たしていること。
- ・ 事業者が地域おこし協力隊制度を十分に理解していること。
- ・ 提案書内に、地域おこし協力隊制度を活用して至りたい将来ビジョンや目標が明確に記載されており、その内容に公益性・直接性があると判断されること。

(協力隊で取り組む意義が認められる活動のポイント)

- ・ 外部人材の視点が必要である
- ・ 単純な人手不足の解消ではなく、新規事業に取り組む・既存事業を拡大するなどの目的のために、新たな視点や、スキルを必要としている
- ・ 地域内の新たな担い手となる
- ・ 活動の効果を特定の団体・事業者のみが受けるものではなく、地域全体に波及効果があると考えられる。

など

(原則として不採択とする提案の例)

- ・ 活動が窓口業務のみ
- ・ 活動が庁内の通常業務のみ
- ・ 特定事業者だけの利益が目的ととらえられる活動
- ・ 地域課題が不明瞭な活動

(2)受入先の選定基準

隊員の受入先となる個人、団体等の選定においては、推薦方式、公募方式によって募集した候補者の中から、制度や計画・指針への理解、指導力や経験の豊富さ、隊員の活動に対するサポート力、人格、過去の経歴等、下記に例示する観点から総合的に評価を行い、選定します。

(受入先に求められる資質の例)

- ・ 協力隊の受入にかかる業務に対しての経験、知識が豊富である
- ・ 隊員の受入により目指したい将来ビジョン、目標が明確である
- ・ 指導力、伴走力、マネジメント力がある
- ・ 地域おこし協力隊制度や計画、方針、活動の目的や自身の役割を十分に理解している
- ・ 既に地域課題に取り組んでおり、熱意がある
- ・ 隊員の活動に対し理解を示し、相談の対応やサポートが実施できる
- ・ 村と連携して地域課題に取り組める
- ・ 隊員の活動、受入を「自分事」として主体的に取り組める
- ・ 隊員を単なる労働力として扱わない
- ・ 隊員の任期後の進路についても一定程度考えられる
- ・ 隊員の活動に対し、「地域にとって意味がある活動であるか」「任期後に繋がるのか」を問い、ときには活動内容を軌道修正する批判的伴走が行える
- ・ 報償費等、協力隊関連予算を適切に管理できる
- ・ 貸与可能な農地・機材がある(農業のみ)
- ・ 孺恋村担い手受入協議会等へ参画している(農業のみ)

など

5. 募集要項の作成

地域おこし協力隊の募集にあたっては、地方自治体は、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表する必要があります。

募集要項の作成にあたって、担当課は配属課及び受入先にヒアリングを行い、その内容をまとめて募集要項を作成します。ヒアリングでは、関係者間で、隊員の活動にあたり、①任期中の成果、②任期後の定住、③任期中・任期後の起業就農の何を最も重要視するか等を協議します。最も重要視する事項に応じて求める隊員の人物像（ペルソナ）を設定し、ミッションや隊員へのアピールポイントを設定します。

募集要項に記載すべき事項と、記載することが望ましい事項については、下記のとおり整理します。

（記載すべき事項）

- ・ 地域課題、地域特性（地域ならではの状況）
- ・ 目指したい将来のビジョン（3年後、どのような状態になってほしいか）
- ・ 現在と将来ビジョンのギャップ（やりたいこと、目指したい状態と比較し、何に困っているか、どんなことをする必要があるか）
- ・ ギャップを埋めるためにやるべきことと、その中で特に協力隊に担当してもらいたい具体的な業務
- ・ 一緒に働くメンバー、サポートを行う担当者（可能であれば写真付きで掲載）
- ・ 活動拠点
- ・ 一週間の活動スケジュール、年間スケジュール、3年間のロードマップ
- ・ 協力隊導入により、3年後に目指す目標（数値目標、定住、起業など）
- ・ 求める人物像（性格、資格、趣味、志向、年齢、性別、コミュニケーション能力、地域への関心、主体性・自立性、地域の価値観を尊重できるか、等）
- ・ 雇用形態（会計年度任用職員型、個人事業主型、他団体での雇用型）
- ・ 受入先からのメッセージ
- ・ 孺恋村からのメッセージ
- ・ 選考の流れ
- ・ 孺恋村の紹介

（記載することが望ましい事項）

- ・ 協力隊にこれだけは必ず実施してほしい活動と、できれば実施してほしい活動の整理
- ・ 住居が確保できている場合には、住居情報（位置、写真、家賃等）
- ・ 研修機会の有無
- ・ 副業、兼業の可否
- ・ 手当、補助制度、サポート体制

6. 募集

(1)方法

募集要項を HP 等に公開することで、隊員の募集が開始されます。募集期間は 1 カ月～2 か月程度を目安とし、複数の媒体を通じて募集を行います。

募集にあたって活用する情報発信の手段として、次の手段が想定されます。

(募集手段の例)

- ・ (一社)移住・交流推進機構(JOIN)ホームページ
- ・ 群馬県地域おこし協力隊ポータルサイト「ツナグンマ」
- ・ 孺恋村公式ホームページ
- ・ Instagram(＃地域おこし協力隊、＃孺恋村など)
- ・ 一般的な求人サイト 等

(2)現地説明会

募集期間中には、応募者に対し、協力隊制度の概要や孺恋村の地域を知ってもらうための現地説明会を開催します。

さらに、応募者に村の考え方や方針を知っていただくために、必要に応じて現地説明会の中で村長面談を行います。

(3)おためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンの実施

受入先の協力が得られる場合には、おためし地域おこし協力隊または地域おこし協力隊インターン制度という、本採用する前に短期的に地域おこし協力隊を志す外部人材を地域に受け入れる制度を実施します。これにより、自分たちの地域や、地域協力活動によりマッチする人材を探すことが可能になるため、ミスマッチを事前に防ぐ効果が期待できます。

下記のとおり、実施経費、プログラム作成等に要する経費、インターン参加者の活動に対する日当などが特別交付税措置の対象となります。

	おためし地域おこし協力隊	地域おこし協力隊インターン
期 間	2泊3日以上	2週間～3ヶ月
移住条件	なし	なし
活動内容(例)	・行政、受入れ地域等関係者との顔 合わせ ・地域の案内、交流会 ・地域協力活動の実地体験等	・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動 に従事
財政措置 (特別交付税措置)	・実施経費:1団体あたり 100 万円 上限	・プログラム作成等に要する経費:100 万 円上限/1団体 ・インターンの参加者の活動に要する経費: 1人・1日あたり 1.2 万円上限

7. 選考

書類による一次選考、受入先による二次選考、村長面接による三次選考を経て、採用者を決定します。選考にあたり、本人の地域おこし協力隊への意気込みや熱意、行政が求めている人材か否か、地域に適した人格であるか確認し、適切な人物の採用を目指します。

8. 内定・移住準備

採用者に対し、内定通知を送付します。必要に応じて、内定者に対し、住居の提案等の移住サポートを実施します。

9. 委嘱

活動開始にあたり、村長から委嘱状の交付を行います。隊員となる方には、委嘱日に村内への転入手続きを行っていただき、正式に孺恋村の地域おこし協力隊となります。

【参考資料】

・【総務省】地域おこし協力隊推進要綱

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000998435.pdf>



・【総務省】地域おこし協力隊取組ハンドブック

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/001032787.pdf>



・【総務省】地域おこし協力隊に関するよくある質問(FAQ)

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000998432.pdf>



・【孺恋村】孺恋村地域おこし協力隊設置要綱

https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e246RG00000556.html

